

教員組織

1 全学の教員組織(2016.05.01現在)

学部・学科等		専任教員数										助手	設置基準上 必要専任教員数	専任教員1人あたりの 在籍学生数	非常勤 教員数	専任教員 の比率	非常勤 教員の 比率	備 考	
		教授		准教授		講師		助教		計									
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)								
経済学部	経済学科	19	2	17	0	5	0			41	2		19	10		224	15.5	84.5	
	地域政策学科	8	0	6	0	1	0			15	0		10	5		219	6.4	93.6	
経済学部 計		27	2	23	0	6	0	0	0	56	2	0	29	15	52.7	(443)	11.2	88.8	
経営学部第1部	経営学科	7	5	12	1	7	4			26	10		15	8	57.9	200	11.5	88.5	
	ビジネス法学科	6	0	5	0	5	2			16	2		11	6	46.8	200	7.4	92.6	
経営学部第1部 計		13	5	17	1	12	6	0	0	42	12	0	26	14	53.6	(400)	9.5	90.5	
経営学部第2部	経営学科	5	0	0	0	0	0			5	0		6	3	92.0	35	12.5	87.5	
経営学部第2部 計		5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	6	3	92.0	(35)	12.5	87.5	
情報社会学部	情報社会学科	13	2	10	0	2	0			25	2		16	8	48.6	206	10.8	89.2	
情報社会学部 計		13	2	11	0	2	0	0	0	25	2	0	16	8	48.6	(206)	10.8	89.2	
人間科学部	人間科学科	16	0	8	1	2	0			26	1		11	6	33.0	228	10.2	89.8	
人間科学部 計		16	0	8	1	2	0	0	0	26	1	0	11	6	33.0	(228)	10.2	89.8	
(その他の学部教育担当組織)																			
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数													54						
合 計		74	9	59	2	22	6	0	0	154	17	0	142						
研究科・専攻		専 任 教 員 数						助手	設置基準上必要専任教員数				非常勤 教員数	専任教員 の比率	非常勤 教員の比率	備 考			
		研究指導教員 数		研究指導 補助教員	計		研究指導教員 数		研究指導 補助教員										
経済学研究科	経済学専攻(博士前期課程)	43	22				7			50			5	4	4		6	89.3	10.7
	※ 経済学専攻(博士後期課程)	20	19	4		24			5	4	4		0	100.0	0.0				
経済学研究科 計		43	22	0	7	0	50	0	10	8	8	0	(6)	89.3	10.7				
経営学研究科	経営学専攻(修士課程)	30	12	0		30			5	4	4		35	46.2	53.8				
経営学研究科 計		30	12	0	0	0	30	0	5	4	4	0	(35)	46.2	53.8				
経営情報研究科	経営情報専攻(修士課程)	24	13	0		24			5	4	4		25	49.0	51.0				
経営情報研究科 計		24	13	0	0	0	24	0	5	4	4	0	(25)	49.0	51.0				
人間科学研究科	臨床心理専攻(修士課程)	5	4	0		5			2	2	3		14	26.3	73.7				
	人間共生専攻(修士課程)	13	9	0		13			2	2	3		7	65.0	35.0				
人間科学研究科 計		18	13	0	0	0	18	0	4	4	6	0	(21)	46.2	53.8				
合 計		115	60	0	7	0	122	0	24	20	22	0							

※学部・研究科ともに専任教員数には学長を含まず。

※経済学研究科 経済学専攻(博士前期課程)と経済学専攻(博士後期課程)は、兼任のため合計に含まず。

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。網掛けの欄には計算式が入っています。

- 2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。また、専任者以外の特任者等については「兼任教員数」欄に含めて記入してください。
- 3 本表内では1人の専任教員を複数の学部間、大学院研究科の同一の課程（例えば修士課程間）に重複記入しないでください。ただし、大学院研究科では、1人の専任教員を修士課程と博士課程の両課程においてそれぞれ1専攻に限り専任とすることはできます。
- 4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数（併設短期大学からの兼務者も含む）を記入してください。同一の兼任教員が複数の学科、専攻を担当する場合は、それぞれ記入してください（重複可）。大学の状況によっては、学科ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。
- 5 専任教務補助員（例えば、いわゆる副手、実験補助員等）、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。
- 6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部については大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示 第175号）、専門職大学院については「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合には備考欄にその旨を記述してください。
- 7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務にも従事している助手数をすべて記入してください。（例：学部の助手であっても大学院研究科においても従事している場合、大学院研究科の助手数にも含めてください。）

<学部・学科等について>

- 8 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 9 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。（例：大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合など）
- 10 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。
- 11 当該学部・学科の専任であっても、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。

<大学院研究科について>

- 12 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行い得る教員を指します。

<専門職大学院について>

- 13 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、「専門職大学院」欄に別に作表してください。
- 14 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表してください。
 - ①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、下記②～④以外の者
 - ②専任（兼担）教員：専門職大学院設置基準附則2により、当該大学院の専任教員であって、他学部・他研究科また当該大学院を1専攻として開設している研究科の他専攻の専任でもある者。ただし、博士課程の専任に算入している教員は除く。
 - ③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であって、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。
 - ④みなし専任教員：同告示同条第2項の規定により、実務家教員のうち専任教員以外の者であっても、専任教員とみなされる者。